

【公布された条例等のあらまし】

● **徳島県石油コンビナート等防災本部条例を廃止する条例**（条例第一号）

- 一 徳島県石油コンビナート等防災本部条例は、廃止することとした。
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県行政手続条例の一部を改正する条例**（条例第二号）

- 一 不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における聴聞及び弁明の機会の付与の通知は、公示事項を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。

- 二 この条例は、令和八年五月二十一日から施行することとした。

- 三 職員の退職手当に関する条例について、所要の整理を行うこととした。

● **徳島県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例**（条例第三号）

- 一 徳島県公益認定等審議会の委員の資格について、公益信託に係る事項を追加することとした。

- 二 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

● **知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例**（条例第四号）

- 一 期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百七十七・五とすることとした。
- 二 期末手当について、六月期及び十二月期の支給割合を百分の百七十五とすることとした。

- 三 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、二については、令和八年四月一日から施行することとした。

- 四 一については、令和七年十二月一日から適用することとした。

● **徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**（条例第五号）

- 一 租税特別措置法の事務を処理する市町村の範囲を改めることとした。
- 二 マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

- 三 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

● **徳島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例**（条例第六号）

- 一 来庁者以外の者が来庁者駐車場に自動車を駐車する場合の使用料の額を定めることとした。

- 二 一の使用料の納付の時期及び方法は、規則で定めることとした。

- 三 この条例は、令和八年八月一日から施行することとした。

● **徳島県税条例等の一部を改正する条例**（条例第七号）

- 一 公益信託に係る個人の県民税の所得割の寄附金税額控除等について、所要の整備を行うこととした。

- 二 公示送達について、公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとること等によってすることとした。

- 三 この条例は、令和九年一月一日から施行することとした。ただし、一の一部につい

ては令和八年四月一日から、二については地方税法等の一部を改正する法律附則第一条第十二号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

● **徳島県環境審議会設置条例の一部を改正する条例**（条例第八号）

- 一 徳島県環境審議会の委員の定数を三十人以内とすることとした。
- 二 この条例は、令和八年八月一日から施行することとした。

● **徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例**（条例第九号）

- 一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この条例は、令和八年五月一日から施行することとした。

● **徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例**（条例第十号）

- 一 基礎財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合を改めることとした。
- 二 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 三 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

● **国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例**（条例第十一号）

- 一 年齢調整後医療費指数の算定における著しく高額な医療に係る給付に要する費用で区域内市町村群において共同して負担する部分を改めることとした。
- 二 国民健康保険事業費納付金の算定に当たり必要となる次の係数等を定めることとした。
 - 1 子ども・子育て支援納付金納付金所得係数
 - 2 子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合
 - 3 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合
 - 4 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数
- 三 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

● **徳島県農林水産関係手数料条例及び徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**（条例第十二号）

- 一 次に掲げる条例について、林業に関する研修の実施体制の見直しに伴う所要の整備を行うこととした。
 - 1 徳島県農林水産関係手数料条例
 - 2 徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例
- 二 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

● **県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例**（条例第十三号）

- 一 農地中間管理機構が賃借権等を有する農用地を対象とした申請によらない土地改良事業（以下「農地中間管理機構関連事業」という。）のうち、市町村が行うものについて、特別徴収金の徴収の対象とすることとした。
- 二 農地中間管理機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から連続して農業経営等の委託の期間若しくは農地中間管理権の存続期間若しくは残存期間が存する場合において、これらを合算した期間が十五年以上であるとき又はこれらの期間に連続して農地中間管理機構が当該農地中間管理機構関連事業に係る農用地の所有権を取得する場

合は、特別徴収金を徴収しないこととした。

三 この条例は、公布の日から施行することとした。

● **道路法施行条例の一部を改正する条例**（条例第十四号）

一 道路の附属物である自動車駐車場又は特定車両停留施設に設ける自動車に燃料としての水を供給するための施設に係る道路の占用料の額を定めることとした。

二 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

● **徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例**（条例第十五号）

一 県立学校の職員の定数を二千五百四十二人に、県費負担教職員の定数を四千七百二人に改めることとした。

二 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

● **徳島県教育振興審議会設置条例の一部を改正する条例**（条例第十六号）

一 徳島県教育振興審議会の委員の定数を二十五人以内とすることとした。

二 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

● **徳島県高等学校等教育改革促進基金条例**（条例第十七号）

一 本県の公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部における教育改革の促進のための事業に要する経費に充てるため、徳島県高等学校等教育改革促進基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

二 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。

三 基金は、一の事業の財源に充てる場合に限り、処分することができることとした。

四 基金の管理、運用益金の処理等について、所要の規定を設けることとした。

五 この条例は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県立学校使用料、手数料徴収条例の一部を改正する条例**（条例第十八号）

一 知事が特別の事情があると認めたと者に係る授業料又は受講料は、知事が別に定めるところにより納付しなければならないこととした。

二 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

● **金属くず取扱業に関する条例を廃止する条例**（条例第十九号）

一 金属くず取扱業に関する条例は、廃止することとした。

二 この条例は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

● **徳島県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第五号）

一 不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合において、聴聞の通知を公示の方法によって行うに当たって公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとる方法を定めることとした。

二 この規則は、令和八年五月二十一日から施行することとした。

● **特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第六号）

一 徳島県石油コンビナート等防災本部の廃止に伴う所要の改正を行うこととした。

二 国民健康・栄養調査員の報酬の額を改定することとした。

三 旅費の額の特例について、職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う所要の改正を行うこととした。

四 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。ただし、一については、公布の日から施行することとした。

五 三について、所要の経過措置を講ずることとした。

● **徳島県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第七号）**

一 徳島県石油コンビナート等防災本部条例の廃止に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県行政財産使用料規則の一部を改正する規則（規則第八号）**

一 徳島県行政財産使用料条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、令和八年八月一日から施行することとした。

● **徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第九号）**

一 森林法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。

● **生活保護法施行細則の一部を改正する規則（規則第十号）**

一 生活保護法システム標準仕様書に定められた生活保護法に基づく申請書等の様式と重複する様式は、知事が別に定めることとした。

二 この規則は、令和八年三月三十日から施行することとした。

● **徳島県立総合看護学校管理規則の一部を改正する規則（規則第十一号）**

一 入学願書の様式について、入学試験手数料の証紙による徴収の廃止に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。

● **老人福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第十二号）**

一 老人福祉法に基づく届出書等の標準様式と重複する様式は、知事が別に定めることとした。

二 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。

● **障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例施行規則の一部を改正する規則（規則第十三号）**

一 事実の公表の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合において、意見の聴取の通知を公示の方法によって行うに当たって公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとる方法を定めることとした。

二 この規則は、令和八年五月二十一日から施行することとした。

● **徳島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則（規則第十四号）**

一 知事管理区分において特別管理特定水産資源の採捕をしたときの報告の方法及び様式を定めることとした。

二 一に伴う所要の整備を行うこととした。

三 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。

● **徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則の一部を改正する規則（規則第十五号）**

- 一 徳島県立農林水産総合技術支援センターの業務から、林業に関する研修を削除することとした。
 - 二 土壌分析装置の使用料の額を定めることとした。
 - 三 徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学の入学試験手数料について徳島県収入証紙による収入の方法によらないこととするに伴う所要の整理を行うこととした。
 - 四 その他所要の整理を行うこととした。
 - 五 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。
- **徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第十六号）**
- 一 徳島県立総合看護学校の設置及び管理に関する条例の規定に基づく入学試験手数料について、証紙による徴収を廃止することとした。
 - 二 徳島県農林水産関係手数料条例及び徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
 - 三 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。